

前橋五中地区軟式野球クラブ会則

制定 令和6年12月16日

第1条（名称）

本軟式野球クラブの名称は、「前橋五中地区軟式野球クラブ」（以下、本クラブという。）と称する。

第2条（目的）

本クラブは、子どもたちが地域での軟式野球活動を通じて、「思いやり」「感謝」「礼儀」を学びながら活動意欲を満たすとともに、個々の心身及び野球技術、社会性の向上に努めることを目的とする。

第3条（クラブ員）

本クラブは、軟式野球活動を希望する前橋市立第五中学校の中学1年生から3年生までを中心とした生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。

第4条（役員）

本クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から、代表者、指導者、連絡責任者、監事、会計の役員を選任する。

第5条（入会及び退会）

本クラブに入会を希望する者は、本クラブの趣旨を理解し、入会申込書を提出する。なお、前橋市立第五中学校以外の生徒から入会申請があった場合は、代表者及び指導者等役員の承認を得て、入会を認めるものとする。

本クラブを退く場合は、代表者等に退会の意思を伝え退会届を提出する。

第6条（退会勧告）

クラブ員は、本クラブの活動趣旨に反する行動や言動等を行った場合、指導者及び代表者等役員の判断により、退会させられることがある。

第7条（活動場所）

本クラブの活動拠点は、「前橋市立第五中学校グラウンド」とする。

第8条（活動日時及び活動内容）

本クラブの活動日時は、日曜日の午前9時から午後0時までの3時間を原則とする。なお、警報発令時は原則行わない。

また、本クラブの活動内容については、指導者及び代表者に一任する。

第9条（会費）

中学生クラブ員の年会費は、2,000円とし、年度初めの活動日に会計が徴収する。但し、途中退会の場合は、年会費の返金はしない。

第10条（会費の変更等）

本クラブの会費の変更及び臨時の追加会費の徴収は、保護者の承認により行うことができる。

第11条（運営経費）

本クラブの運営経費は、年会費、寄付金、臨時の追加会費、その他収入をもって充てる。

第12条（総会）

総会はクラブ員全員の参加を原則とし、毎年6月に総会を行う。

総会では以下の内容について承認・決定する。

- ・代表者、指導者、連絡責任者等の役員の選任
- ・中学生キャプテンの選任
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動計画及び予算案
- ・その他審議事項

第13条（保険の加入）

本クラブの活動に携わる全員が、安全の確保及びその健康管理のため「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は、会費をもってそれに充てる。

第14条（研修）

本クラブの代表者及び指導者等は、年間最低1回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や本クラブで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメント防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

第15条（その他）

本規約に記載されていないことについては、本クラブの代表者が総会に諮って決定する。

附 則

本会則は、令和6年12月16日から施行する。